

## 第58回中部地区私学教育研修会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 山梨県知事（以下「知事」という。）は、私立中学校及び高等学校教職員の実践的指導力及び資質の向上を図るため山梨県私立中学高等学校連合会が実施する第58回中部地区私学教育研修会事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費)

第2条 前条に規定する事業に要する経費について補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報償費（講師謝金等）
- (2) 旅費（講師旅費等）
- (3) 需用費（消耗品費、印刷製本費等）
- (4) 役務費（通信運搬費、保険料等）
- (5) 使用料及び賃借料（会場借上料、機材リース料等）

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で知事が定める。

### (交付申請の手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要関係書類を添え、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

### (補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けるこ

と。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

#### (実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日までに、補助事業等実績報告書（様式第4号）に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じで行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付方法)

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

#### (書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

第58回中部地区私学教育研修会補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、第58回中部地区私学教育研修会補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書（様式第1号の2）
  - (2) 収支予算書（様式第1号の3）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

(様式第1号の2)

事業計画書

1 大会テーマ
2 期日、日程
3 会場
4 参加予定者数
5 事業の概要

※大会パンフレット等概要を記載した資料を添付のこと

(様式第1号の3)

収 支 予 算 書

収 入		
科 目	予算額 (円)	備 考
計		

支 出		
科 目	予算額 (円)	備 考
計		

(申請者) 殿

山梨県知事

第58回中部地区私学教育研修会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった第58回中部地区私学教育研修会補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった第58回中部地区私学教育研修会事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部

## の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

## 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

## 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

## 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

第58回中部地区私学教育研修会補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、第58回中部地区私学教育研修会補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

第58回中部地区私学教育研修会補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、第58回中部地区私学教育研修会補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて報告いたします。

- 1 事業報告書（様式第4号の2）
- 2 収支決算書（様式第4号の3）
- 3 その他添付書類
- 4 支払の方法

振込先銀行名	銀行 支店
預金種別	当座・普通
口座名	
口座名フリガナ	
口座番号	

(様式第4号の2)

事業報告書

1 大会テーマ
2 期日、日程
3 会場
4 参加者数
5 事業実施状況

※大会資料、大会記録等概要を記載した資料を添付のこと

(様式第4号の3)

収 支 決 算 書

収 入				
科 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減	備 考
計				

支 出				
科 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増 減	備 考
計				

様式第5号

第 号  
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

第58回中部地区私学教育研修会補助金額の確定通知書

第58回中部地区私学教育研修会補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第6号

第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

第58回中部地区私学教育研修会補助金概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった第58回中部地区私学教育  
研修会補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円也

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

振込先銀行名	銀行 支店
預金種別	当座・普通
口座名	
口座名フリガナ	
口座番号	